

目標の作成日 令和7年3月31日
社会福祉法人ならやま会

社会福祉法人ならやま会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人ならやま会は、男女の差異なくすべての職員が職業生活と家庭生活とを両立することでその能力を十分に発揮し活躍できる雇用環境を整えるために、次のように女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

2. 社会福祉法人ならやま会の課題

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

- ・全労働者に占める女性の割合は65%を超え、女性が目覚ましく活躍する法人であるにもかかわらず、係長級の女性割合が60%である一方、課長級が47%、さらに施設長級では33%と女性割合が低下することが見出されました。

【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

- ・年次有給休暇の取得率を事業所ごとに、年齢、性別、入職からの年数、その他の休暇制度（子の看護休暇（有給）、介護休暇（有給））の取得状況から検討を試みたところ次の結果が得られました。
- ① 平均年齢の高い事業所での取得率は高く、反対に、平均年齢の低い事業所では取得率が低い傾向が見られました。
 - ② ①の結果は、その他の休暇制度の取得状況ともリンクしていますので、子育てや介護を担う年齢層の活躍に年次有給休暇制度やその他の休暇制度が有意に働いています。
 - ③ 入所施設での取得率は低く、また職員数が10名以下の小規模の事業所でも取得率が低い傾向がみられました。

3. 社会福祉法人ならやま会における課題への数値目標

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

- ・管理職とくに課長級に占める女性割合を現状の47%から50%に引き上げます。

【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

- ・年次有給休暇取得率の低い層を狙った施策を見出し、展開し、取得率を5%引き上げることを目指します。